

令和2年3月10日

従業員各位

総務課

新型コロナウイルス感染症の対応について

表記について、新型コロナウイルスの感染者が山梨県でも発生し、これ以上拡大させないためにも当社でも感染予防の徹底が必要となりますので、以下各自の対応の徹底をお願いします。

記

感染予防内容

<休憩・食事>

食堂での休憩は1席ずつ空け、横ならび（同じ方向）で使用する。

<感染予防>

主たる感染経路といわれている飛沫感染および接触感染を防ぐため、基本的な手指衛生および咳エチケットなど衛生管理による感染症予防を徹底すること。

① 手指衛生および咳エチケットなどの実施

- ・水道水と石鹸によるこまめな手洗い
- ・タオルは共同で使用しない
- ・社屋に入る時には都度必ず手指、手首までアルコール消毒薬を使用する
- ・咳エチケットのため不織布製マスクを着用する。手に入らない場合は、咳やくしゃみ等飛沫しないよう、タオル等で押さえる。
- ・咳をおさえたり鼻をかんだ後の手は、都度手洗いもしくはアルコール消毒薬を使用する。

② 健康状態のモニタリング

- ・出勤前に自宅で必ず毎日体温計測し、37.0℃以上の発熱があった場合には出勤せず、上長に電話連絡をすること。また体調不良、風邪の症状など、体調不良の兆候が見られた場合にも出勤せずに、上長に電話連絡をすること。
- ・家族や同居者に類する症状が出た場合にも出勤を控え、上長に電話連絡すること。
- ・勤務中に発熱、咳等の症状が出た場合は直ちに上長に相談すること。
- ・糖尿病や高血圧症など、その他治療中の人は更に細心の注意を払うこと。
- ・新型コロナウイルスに関連する休暇については、有給休暇を使用すること。ただし、有給休暇の残日数が無い場合は、雇用調整助成金を利用し助成された金額の給与を支給する。

③ 職場での換気、アルコール消毒液での拭き取り

- ・ 換気可能な事務所、ショップ等は一日3回以上の十分な換気を徹底すること。
(少なくとも出社時、昼、帰り等) 2時間おきの換気が望ましい。
- ・ ドアノブ(特に不特定多数の社外の方も使用する総務課・製造部入り口等)、テーブル総務課受付等) など、一日3回のアルコール消毒液等での拭き取り(目安: 8:30、12:50、17:00) を行うこと。

④ 感染リスクを抑える行動を

- ・ 不特定多数の人が集まる場所への外出また不要不急の外出はしないこと。
買物などやむを得ず外出する場合は、2m以内で長い時間対面で人と話さないこと。
- ・ 十分な睡眠と休息を確保し、栄養バランスの取れた食事を取り、基本的な体調維持を心がけること。
- ・ 濃厚接触者となる同居するご家族なども、予防意識の徹底のご協力をお願いします。

一人の感染者が出た場合は、生産停止(少なくとも2週間の出勤停止)、社内消毒、感染者と濃厚接触者の細かい行動の開示が必要となります。
一人ひとりの予防が最重要となってきますので、皆様のご協力をお願いします。

心配な点がある場合は、山梨県相談窓口ダイヤルまで

新型コロナウイルス感染症 専用相談ダイヤル

電話 055-223-8896

FAX 055-223-1499

開設時間:

平日 午前9時～午後5時

新型コロナウイルスの感染の疑いのある場合は以下の保健所まで

峡東保健所 地域保健課

(帰国者・接触者相談センター)

電話番号 0553-20-2752

以上